**○国土交通省告示第九百四十六号**

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十一年八月二十六日

国土交通大臣　金子　一義

| 指定番号 | 車名及び型式 | 製作者等の名称 | 製作者等の住所 |
|---|---|---|---|
| 11657 | ルノー　GH−B<br>K4J | 日産トレーディング株式会社 | 神奈川県横浜市西区高島二丁目6番32号 |
| 12370 | ルノー　GH−M<br>K4M | 〃 | 〃 |
| 12371 | ルノー　GH−M<br>F4 | 〃 | 〃 |
| 12509 | ルノー　GH−K<br>MK4M | 〃 | 〃 |
| 12510 | ルノー　GH−K<br>MF4 | 〃 | 〃 |
| 12658 | ルノー　GH−M<br>F4M | 〃 | 〃 |
| 15298 | ルノー　ABA−<br>RK4M | 〃 | 〃 |
| 15594 | ルノー　ABA−<br>MK4M | 〃 | 〃 |
| 15595 | ルノー　ABA−<br>MF4 | 〃 | 〃 |
| 15596 | ルノー　ABA−<br>MF4M | 〃 | 〃 |
| 15666 | ルノー　ABA−<br>KMK4M | 〃 | 〃 |
| 15667 | ルノー　ABA−<br>KMF4 | 〃 | 〃 |

**○国土交通省告示第九百四十七号**

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十一年八月二十六日

国土交通大臣　金子　一義

| 指定番号 | 車名及び型式 | 製作者等の名称 | 製作者等の住所 |
|---|---|---|---|
| 11049 | ホンダオブアメリカ　BC−SC47 | HONDA OF AMERICA MFG., INC. | 24000 HONDA PARKWAY MARYSVILLE, OHIO 43040−9251 |
| 15290 | ホンダオブアメリカ　EBL−SC47 | 〃 | 〃 |

**○国土交通省告示第九百四十八号**

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十一年八月二十六日

国土交通大臣　金子　一義

| 指定番号 | 車名及び型式 | 製作者等の名称 | 製作者等の住所 |
|---|---|---|---|
| 16061 | マツダ　CBA−<br>SE3P | マツダ株式会社 | 広島県安芸郡府中町新地3番1号 |

**○国土交通省告示第九百四十九号**

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十一年八月二十六日

国土交通大臣　金子　一義

| 型式指定番号 | 指定装置の種類、名称及び型式 | 製作者等の氏名又は名称及び住所 |
|---|---|---|
| ㊞G−1952 | 一酸化炭素等発散防止装置　マツダ<br>MA−SE13B−CBA1 | マツダ株式会社　広島県安芸郡府中町新地3番1号 |
| ㊞G−1974 | 一酸化炭素等発散防止装置　マツダ<br>MA−CCLF−DBA1 | 〃 |

**○国土交通省告示第九百五十号**

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第1項の規定により、次のとおり原動機付自転車について、製作廃止の届出があった。

平成二十一年八月二十六日

国土交通大臣　金子　一義

| 型式認定番号 | 車名及び型式 | 製作者等の名称 | 製作者等の住所 |
|---|---|---|---|
| I−1608 | ヤマテ　A−RD<br>E24 | ヤマテ工業株式会社 | 埼玉県入間郡三芳町大字北永井97−3 |

**○国土交通省告示第九百五十一号**

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第1項の規定により、次のとおり原動機付自転車について、製作廃止の届出があった。

平成二十一年八月二十六日

国土交通大臣　金子　一義

| 型式認定番号 | 車名及び型式 | 製作者等の名称 | 製作者等の住所 |
|---|---|---|---|
| I−1803 | ヤマハ　SY02J | ヤマハ発動機株式会社 | 静岡県磐田市新貝2500番地 |
| I−1804 | ヤマハ　ZAD−<br>SY04J | 〃 | 〃 |

**○国土交通省告示第九百五十二号**

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第1項の規定により、次のとおり原動機付自転車について、製作廃止の届出があった。

平成二十一年八月二十六日

国土交通大臣　金子　一義

| 型式認定番号 | 車名及び型式 | 製作者等の名称 | 製作者等の住所 |
|---|---|---|---|
| I−8005 | ダイハツ　P100 | ダイハツ工業株式会社 | 大阪府池田市ダイハツ町1番1号 |

**○国土交通省告示第九百五十三号**

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十三条の九第一項の規定に基づき、平成二十一年八月十一日付けをもって次のように型式承認をしたので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十二条の規定に基づき、公示する。

平成二十一年八月二十六日

国土交通大臣　金子　一義

| 型式承認番号 | 物件の名称 | 製造者の名称 | 製造者の住所 |
|---|---|---|---|
| 第P−603号 | 油吸着材 | ピグスタットマット　MAT214A | New Pig Corporation | One Pork Avenue, Tipton, PA, U.S.A. |

**○防衛省告示第百六十二号**

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還及び追加提供が平成二十一年八月二十五日次のとおり決定された。

平成二十一年八月二十六日

防衛大臣　浜田　靖一